

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No. 88

【共通】 問1 以下に掲げる者のうち、消防法令上、危険物取扱者免状の交付を受けている者でなければならないとされている者はどれか。その番号を1つ選べ。

- (1) 危険物の保安に関する業務を統括管理する者
- (2) 危険物の保安を監督する者
- (3) 危険物施設保安員
- (4) 危険物保安技術協会の検査員（審査事務を実施する者）

【消防用設備等】 問1 特定一階段等防火対象物に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 「避難階」とは、建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう。
- (2) 2階は「避難階以外の階」には該当しない。
- (3) 避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が屋外に1のみ設けられている特定防火対象物は、特定一階段等防火対象物には該当しない。
- (4) 避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段として、建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内避難階段が1のみ設けられている特定防火対象物は、特定一階段等防火対象物には該当しない。

【消防用設備等】 問2 連結散水設備に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 送水口は、消防ポンプ自動車容易に接近できる位置に設ける。
- (2) 連結散水設備の設置義務のある防火対象物に泡消火設備を消防法施行令第15条の技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、当該設備の有効範囲内の部分については、連結散水設備を設置しないことができる。
- (3) 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、準耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の防火戸で区画された部分で、当該部分の床面積が50㎡以下のものには、散水ヘッドを設けないことができる。
- (4) 天井又は天井裏の各部分からそれぞれの部分に設ける一の散水ヘッドまでの水平距離は、開放型散水ヘッドの場合、3.7m以下となるようにしなければならない。ただし、散水ヘッドの取付け面の高さは2.1mを超えているものとする。

【防火査察】 問1 消防法（以下「法」という。）第5条の2第1項に基づく防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第5条の2第1項に基づく防火対象物の使用の停止等の命令は、平成14年の法改正により、法改正以前の法第5条第1項において防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又

は中止その他の必要な措置の命令とあわせて規定されていたものを、別条を設けて火災予防措置命令とは別の規定として独立させたものである。

- (2) 法第5条の2第1項に基づく防火対象物の使用の停止等の命令は、消防長、消防署長その他の消防吏員が1号又は2号で規定している要件等に該当すると認める場合は、命令を発動することは可能である。
- (3) 法第5条の2第1項第1号命令の要件は、①法第5条第1項、②法第5条の3第1項、③法第8条第3項、④法第8条第4項、⑤法第8条の2第3項、⑥法第8条の2の5第3項、⑦法第17条の4第1項又は⑧法第17条の4第2項の規定により必要な措置を講ずべきことが命ぜられたにもかかわらず、措置が履行されず、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合等である。
- (4) 法第5条の2第1項第2号命令の要件は、前記3中の①から⑧の規定による命令によっては、火災の予防の危険を除去することができないと認める場合等である。

【防火査察】 問2 行政争訟においては、一般的に命令の瑕疵が、重大かつ明白である場合のみ無効になるとする重大明白説を採っています。消防法に基づく命令における重大かつ明白な瑕疵と判断される可能性のある瑕疵に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 主体に関する瑕疵（命令権者の権限外の行為である場合）
- (2) 客体に関する瑕疵（履行義務者でない者を名あて人とした場合）
- (3) 内容に関する瑕疵（命令の内容が不明確であるため、受命者が当該命令を履行し得ない場合）
- (4) 教示に関する瑕疵（教示しなければならない事項を怠った場合）

【危険物】 問1 危険物取扱者等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 一定の製造所等においては、甲種又は乙種危険物取扱者のうちから危険物施設保安員を定め、当該製造所等の構造及び設備に係る保安のための業務を行わせなければならない。
- (2) 製造所等においては、危険物取扱者以外の者は、危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならない。
- (3) 一定の製造所等においては、危険物保安統括管理者を定め、当該製造所等の保安に関する業務を統括管理させなければならない。
- (4) 一定の製造所等においては、甲種又は乙種危険物取扱者

問2 答 (5)

解説 朝方は、風のなぎ、湿度の高まり等の関係で火勢が衰えるので、消火活動の好機であることから、機を逃さずに活動する。

問3 答 (1)

解説 トンネル内への進入口が限定されるため、濃煙熱気や滞留車両等により消防部隊の進入及び現場到着に時間を要する場合がある。

〔救急〕

問1 答 (3)

解説 死者5人以上の救急事故、死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故、要救助者が5人以上の救助事故、覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した事故。火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号)参照。

問2 答 (5)

解説 講習は実習を主体とし、1クラスの受講者数の標準は30名程度で、指導者1名に対して受講者は10名以内が望ましいとされている。e-ラーニングは必須ではない。応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱別表1、2参照。

問3 答 (3)、(5)

解説 (1) 正しくは「消防吏員の一隊」
(2) 正しくは、「人口10万以下の市町村にあってはおおむね人口2万ごとに1台を基準とし、人口10万を超える市町村にあっては5台に人口10万を超える人口についておおむね人口5万ごとに一台を加算した台数を基準」
(4) 「救急業務」が誤りで、正しくは「救急医学」

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (2)

解説 (1) × 消防法第12条の7第1項、危険物の規制に関する政令第30条の3第3項参照。
(2) ○ 危険物保安監督者は、甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者で、6月以上危険物取扱いの実務経験を有するもののうちから定めなければならない。消防法第13条1項参照。
(3) × 当該製造所等の設備等に精通している者を充てることとされているが、危険物取扱者であることまでは求められていない。消防法第14条参照。
(4) × 消防法第16条の38第1項、危険物の規制に関する政令第41条の3参照。

〔消防用設備等〕

問1 答 (4)

解説 本文は消防法施行令4条の2の2第2号に規定する特定一階段等防火対象物についての理解度を問うたものである。階段が1つしかなくても、屋外階段又は特別避難階段であれば特定一階段等防火対象物には該当しない。避難階段は、消防庁長官が定める部分を有する場合は屋外階段と同等とされるが、有しない場合は、通常の階段と同様とされる。

問2 答 (3)

解説 (1) ○ 消防法施行令28条の2第2項第2号参照。
(2) ○ 消防法施行令28条の2第3項参照。
(3) × 「準耐火構造の壁若しくは床」でなく「耐火構造の壁若しくは床」。消防法施行規則30条の2第1号参照。
(4) ○ 消防法施行規則30条の3第1号口参照。

〔防火査察〕

問1 答 (2)

解説 (1) 消防法第5条の2第1項により適当。
(2) 消防法第5条の2第1項に基づく命令の主体は、消防長又は消防署長であるので、不適当。
(3) 消防法第5条の2第1項により適当。
(4) 消防法第5条の2第1項により適当。

問2 答 (4)

解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
(2) 違反処理マニュアルにより適当。
(3) 違反処理マニュアルにより適当。
(4) 教示しなければならない事項を怠った場合等については、重大かつ明白な瑕疵と判断される可能性のある瑕疵に該当しないので、不適当。なお、形式に関する瑕疵(名あて人の氏名、名称、命令権者の記名押印など、命令に必要な一定の形式を欠く場合)や手続きに関する瑕疵(命令を行う場合、その前提として聴聞・弁明等一定の手続が必要とされているのに、怠った場合)等は、重大かつ明白な瑕疵と判断される可能性のある瑕疵である。

〔危険物〕

問1 答 (4)

解説 危険物取扱者以外の者は、甲種又は乙種危険物取扱者の立会いがなければ危険物の取扱いを行うことができない。また、危険物施設保安員には資格要件はなく、危険物保安統括管理者は事業所全体の危険物保安業務を統括管理する。

〔参照条文〕

消防法第12条の7、第13条、第14条

問2 答 (2)

解説 一定の屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所は、構造